

## 役員の選任基準等

取締役候補者が選任されることで、指名委員会等設置会社として重要な意思決定と監督・モニタリングを担う取締役会が、経験、専門性、知識、属性等のバランスと多様性が両立して確保されることを前提条件とする。また、執行役候補者が選任されることで、業務執行の体制として、経験、専門性、知識、属性等のバランスと確保されることを前提条件とする。

### 1. 取締役の選任基準及び指名に関する手続き

#### ①取締役の資格

- 株主等の負託のもと、人格、見識に優れ、バランスのとれた経営感覚を持ち、経営の諸問題に精通していること
- 高い遵法精神を保持していること
- 自らの資質、能力を高めることに積極的であること
- 監督者として、全社的な見地で経営を客観的に分析、判断し、自身の意見を積極的に述べる事が出来ること
- 経営環境、市場の変化を迅速、的確に察知し判断できること
- 会社法に定める取締役の欠格事由に該当しないこと

#### ②取締役会の構成に対する考え方

- 取締役会は、多様性を重視し、専門知識や経験等をはじめとする様々なバックグラウンドを持つ取締役で構成する。
- 取締役会を構成する適切な人数として、3分の1以上の独立社外取締役を含む10名以内の人員で構成する。

#### ③指名に関する手続き

- 株主総会に提案する取締役候補者は指名委員会において検討・指名し、株主総会の決議を要する。
- 取締役候補者の選定については、①取締役の資格及び②取締役会の構成に対する考え方を踏まえて実行する。

### 2. 執行役の選任基準及び指名に関する手続き

#### ①執行役の資格

- 取締役会の負託のもと、人格、見識に優れ、バランスのとれた経営感覚を持ち、経営の諸問題に精通していること
- 高い遵法精神を保持していること
- 自らの資質、能力を高めることに積極的であること
- 業務執行を牽引する者として、全社的な見地で経営を客観的に分析、判断し、自身の意見を積極的に述べる事が出来ること
- 経営環境、市場の変化を迅速、的確に察知し行動に移せること
- 会社法に定める執行役の欠格事由に該当しないこと

#### ②指名に関する手続き

- 執行役候補者は指名委員会において検討・指名し、取締役会の決議を要する。
- 執行役候補者の選定については、①執行役の資格に対する考え方を踏まえて実行する。

以上